

# 日進市地域包括支援センター運営部会 （令和3年度～令和5年度）について

## 1 位置づけ

○運営部会は、高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の部会として位置づけられる。

高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

**地域包括支援センター運営部会**

※各部会の委員は、運営協議会の委員の中から会長が指名

地域密着型サービス運営部会

日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の運営に関する規則  
（部会）

第2条 規則第7条の規定に基づき、協議会に次に掲げる部会を置く。

（1）地域密着型サービス運営部会

**（2）地域包括支援センター運営部会**

## 2 目的

○地域包括支援センター（以下「センター」という。）における各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すこと。

介護保険法施行規則第140条の6第2号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

### 3 所掌事項

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点等から部会が必要であると判断した事項に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

### 4 令和3年度～令和5年度の検討事項

(第8期にっしん高齢者ゆめプランから抜粋)

#### (1) 地域包括支援センターによる相談支援体制の強化

相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービスの利用や関係機関等につなげられるよう、居宅介護支援事業所や介護施設など地域における関係者間の連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

#### (2) 組織の連携強化

各圏域の地域包括支援センターの機能や体制を強化するため、基幹型地域包括支援センターや機能強化型地域包括支援センター、ブランチ等の設置に向けた検討を進めます。また、在宅医療・介護連携支援センターや認知症初期集中支援チーム、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等、多職種相互の連携強化を図ります。

#### (3) 人員体制の確保

地域包括支援センターが担う各施策を適切に実施するために必要な保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種の確保に努めるほか、その他の専門職や事務職の配置についても検討します。また、職員向けの研修等の充実を図ります。

#### (4) 地域ケア会議の充実

高齢者が住みなれた地域での生活を支援できるよう、医療・介護等の専門職や地域の多様な関係者等が協働し、個別事例の検討を通じて介護予防、自立支援の視点を踏まえたケアマネジメントの質の向上を図ります。

#### (5) 地域包括支援センターの事業評価

地域包括支援センターが担う各施策の進捗評価を定期的実施し、効果的な事業実施に努めます。